

仕 様 書

1. 事業名

令和7年度 金沢市・長野市インフルエンサー活用 PR 事業

2. 事業目的

本業務は、首都圏または関西圏在住の若年層を主なターゲットとし、新幹線利用の宿泊を伴う旅行において、双方の市が有する豊かな観光資源の魅力に関してインフルエンサーの発信力を活用し YouTube で発信することで、金沢・長野への誘客促進を図るものである。

3. 想定するターゲット層

首都圏または関西圏在住の若年層

4. コンセプト

金沢市・長野市の観光資源を通して、「伝統・文化にふれる旅」をテーマに双方の魅力を伝えられるような内容の動画を作成すること。動画内コンテンツは、これまで伝統・文化に関心がなかった層や漠然と関心をもつ層でも興味を惹くような親しみやすい内容のもの。

5. 事業内容

インフルエンサー招請

想定するターゲット層に好まれ、国内旅行に影響力のあるインフルエンサーを招請し、金沢市及び長野市（以降「両市」とする）の観光の魅力を発信する。詳細については以下のとおりとする。

1) 招請内容

①被招請者

- ・若年層に影響力のあるインフルエンサー

②招請時期

- ・令和7年9月～10月頃

2) 業務内容

①取材先の選定

- ・両市の観光魅力を盛り込んだ取材先とすること。
- ・被招請者が無理なく安全に行動できる取材とすること。
- ・被招請者の意見も取り入れた取材先とすること。
- ・両市と協議のうえ、決定すること。
- ・長野市の取材先について、本事業で過去に作成した以下動画と主要コンテンツの重複を避けること。

令和6年実施：<https://www.youtube.com/watch?v=8-317f30AxU>

令和5年実施：<https://www.youtube.com/watch?v=ACegTuBJ-L0>

令和4年実施：https://www.youtube.com/watch?v=gk_qIJ7lZzc

②被招請者の選定

- ・想定するターゲット層に好まれる候補者を最低1組（個人・団体・グループいずれでも可）提案すること。複数の候補がある場合は、「（様式5）インフルエンサー提案表」を使用すること。（ただし、様式5と同様の情報が記載されている場合は独自のフォーマットを用いることも可能。）
- ・両市と協議のうえ、決定すること。

③招請に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）

④被招請者の安全確保

- ・被招請者は、必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入しているものであること。
- ・自転車等アクティビティ体験中の事故をはじめ、招請行程中に生じる怪我や物損等についての被招請者の個人責任の範囲について、被招請者に対しあらかじめ同意を得ること。

⑤随員職員の各種手配

- ・招請期間中、両市の職員が随行する場合、随行業務に支障をきたすことがないよう連携先の指示を踏まえ、必要に応じて随員職員に係る施設入場（体験に際して施設入場が発生する場合も含む）等の手配を行うこと。なお、随員職員の施設入場は事業費に含むものとする。

⑥被招請者に対する招請案内、事前の連絡調整、プロフィール作成

⑦招請後のフォローアップ

- ・被招請者が円滑に撮影を行えるよう、必要な各種手配等の支援を行うこと。
- ・招請後、被招請者に随時連絡をとり、掲載状況の確認を行うこと。
- ・被招請者が持つメディアを利用し、情報が拡散されるよう施すこと。

6. 事業の進め方

請負事業者は、事業の実施にあたって、両市と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業に着手をする際には両市に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書を作成し、8.の履行期限までに、両市へ提出すること。なお、事業実施報告書はデータで提出すること。

- ・事業概要

- ・被招請者のリスト及びプロフィール（媒体接触者数、フォロワー数、ターゲット層等）
- ・撮影の行程及び実施状況（写真画像含む）
- ・分析結果（YouTube アナリティクスのデータをもとに、課題、ニーズ等今後の事業展開の参考となるものとする）
- ・掲載媒体・掲載時期などの掲載実績
- ・事業完了時における動画再生回数の増加実績など
- ・事業実施に伴う課題の分析

8. 履行期限

令和8年2月28日（土）まで

9. 本事業の期待する効果

- ・YouTube 動画再生回数 50,000 回

10. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、金沢・長野観光誘客協議会、及び金沢市、長野市に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 両市と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度両市と協議の上、その指示に従って進めること。